

会員の皆様へ

相模原市シルバー人材センターはフリーランス法へ対応するため  
令和8年4月から新しい契約方法へ移行します

## 1. フリーランス法の目的

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」）が令和6年11月1日から施行されました。

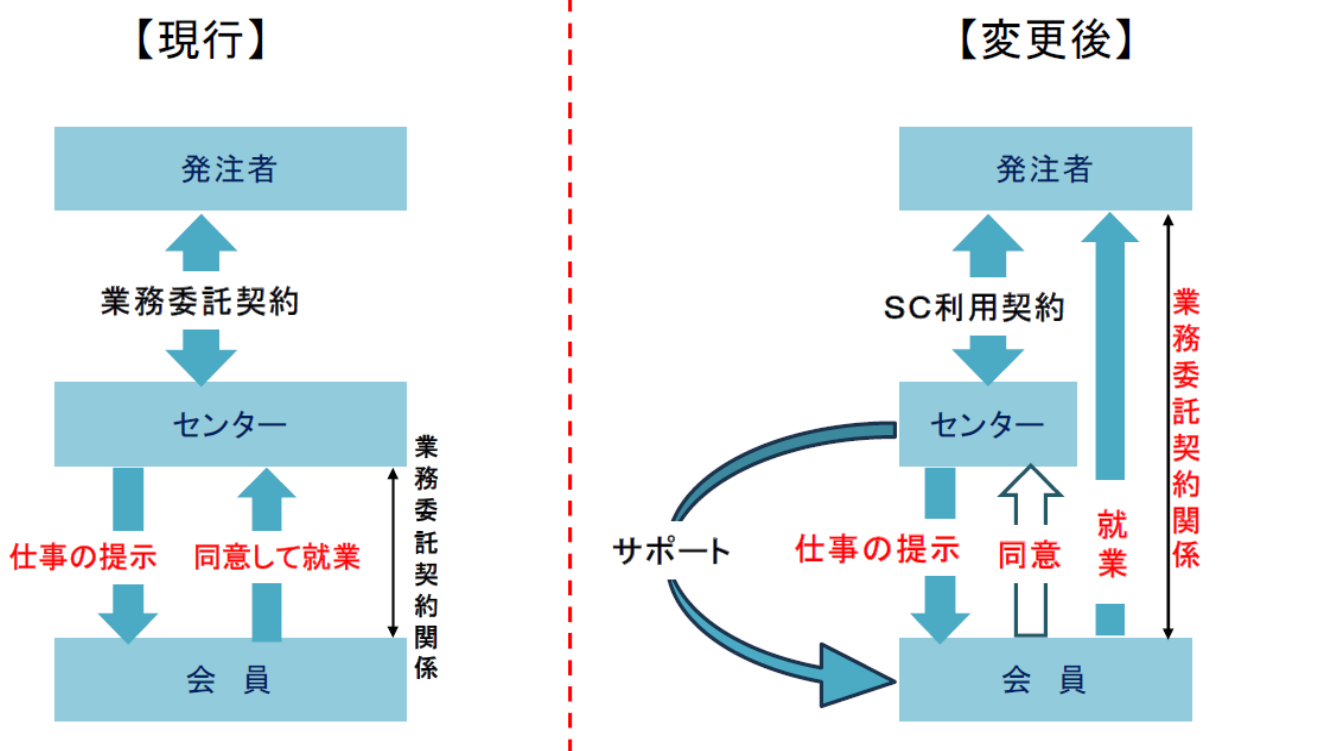
この法律の趣旨は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されたもので、フリーランスの方と企業などの事業者間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人々を指しており、請負・委任の仕事をするシルバーの会員もこれに該当しますので、センターは会員がフリーランス法の下で安心して就業できる環境を整備しなければならないこととなりました。

## 2. なぜフリーランス法と契約方法の変更が関連するのか

従来のシルバー人材センターの契約は「発注者⇄センター」「センター⇄シルバー会員」の2段階であり、従来の契約方法では発注者（本来の発注者）と会員との間に直接的な契約関係が生じることはありません。このことから、フリーランス法の趣旨とセンター会員が安全・安心に業務に従事できる環境を確保する必要があると判断し、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる形式となるよう契約方法を変更するものです。

厚生労働省からも法の趣旨に沿った契約方法への変更を行うよう方針が示されており、発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じるようにするため、令和8年4月1日から三者間の包括的契約による新たな契約方式に移行することとなりました。



### 3. 新しい契約方法（包括的契約）について

新しい契約の方式は、三者間（会員・発注者・センター）の包括的契約という方式になります。これまで発注者がセンターに業務一式を委託していましたが、令和8年4月からは

①発注者からの会員への仕事の依頼・作業代金の支払い等をセンター経由で行い、センターが発注者と作業内容等の調整のうえ会員とのマッチングを行うこと。

②会員が発注者とセンターとの間で合意した作業に就業すること。

の二つの内訳で請けることになり、発注者には、①については「利用規約」、②については「会員業務就業規約」という定型規約（基本的なルールを定めたもの）に同意をいただいた上でご依頼をいただくこととなります。

### 4. 契約方法の変更により何がかわるのか

#### （1）会員とセンターの関係

現状では、会員は「センターから仕事を請け負う」形式ですが、

「センターのあっせんにより発注者から仕事を請け負う」形式になります。

会員においては、就業条件をセンターと発注者間で定めること等のルールをまとめた「会員業務就業規約」に同意した上で、就業条件（会員業務仕様書）に同意することで三者の包括的な契約関係の中で、発注者と会員間の業務委託契約が成立する仕組みとなります。ただし、契約当事者はセンターと発注者であり、発注者と会員とが直接契約を交わすものではありません。

**形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。**

**会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関してお困りごと等があれば、センターにご相談ください。**

#### （2）会員の就業に係るセンターの役割

センターでは、今までどおり次の業務を行います。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ①会員への就業のあっせん       | ②会員への業務仕様書の提示  |
| ③会員と発注者間の調整        | ④会員からの就業報告書の受領 |
| ⑤発注者への作業代金の請求      | ⑥発注者からの請求額の受領  |
| ⑦会員への報酬（業務委託料）の支払い |                |
- \*支払日は従来どおりです。（月末締め翌月15日（5月・1月は20日）支払。）
- ⑧事故発生時の対応（保険対応含む）

#### （3）報酬の扱いについて

報酬（業務委託料）は、これまでの配分金と同様「雑所得」として扱われます。